

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国
の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国
政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間
の協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の主要な内容	一
三	協定の実施のための国内措置	二
(参 考)		三

一 概説

1 協定の成立経緯

政府は、防衛当局間を含む日英間の安全保障面での協力が拡大してきている現状を踏まえ、今般、両政府間で物品又は役務を相互に提供するための枠組みを定めるこの協定の締結に向けた交渉を行ってきた。その結果、平成二十九年（二千十七年）一月二十六日にロンドンにおいて、日本側在英國鶴岡大使と英國側ジョンソン外務・英連邦大臣との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊（以下「連合王国の軍隊」という。）との間における、共同訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とするものである。この協定の締結によって、日本国の自衛隊と連合王国の軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効果的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することが期待される。

二 協定の主要内容

この協定は、前文、本文七箇条及び末文から成っており、それらの概要は、次のとおりである。

1 この協定は、日本国の自衛隊と連合王国の軍隊との間における、共同訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とすること等を定める。（第一条）

2 いずれか一方の当事国政府が、他方の当事国政府に対し、1に掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を要請する場合に、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、それらの物品又は役務を提供することができること等を定める。（第二条）

3 この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならないこと、物品又は役務を受

領した当事国政府は、当該物品又は役務を提供した当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、当該物品又は役務を受領した当事国政府の部隊以外の者に移転してはならないことを定める。（第三条）

4 この協定に基づく物品又は役務の提供に係る決済の手續等について定める。（第四条）

5 この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供が、この協定に従属し、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される手續取決めに従って実施されること等を定める。（第五条）

6 この協定の規定が日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動する連合王国の軍隊が実施するいかなる活動にも適用されないこと、両当事国政府がこの協定の実施に関し相互に緊密に協議すること等を定める。（第六条）

7 この協定は、十年間効力を有し、その後は、いずれか一方の当事国政府がこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されること、各当事国政府は、他方の当事国政府に対して一年前に通告することによって、いつでもこの協定を終了させることができること等を定める。（第七条）

三 協定の実施のための国内措置

1 この協定の実施のため、防衛省設置法等の一部を改正する法律案が今次国会に提出されている。

2 この協定の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参考)

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定第五条に基づく日本国防衛省と連合王国国防省との間の手続取決め要旨

1 目的及び適用範囲

(1) 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定（以下「協定」という。）に基づく物品又は役務の相互の提供に関する手続及び補足的な細目を定める。

(2) 手続取決めの下で行う当事者（日本国防衛省及び連合王国国防省）による全ての活動は、それぞれの国の法令に従って行われる。

(3) 協定に基づいて提供される物品は、武器（銃、火器等戦闘行動において直接人の殺傷その他の武力行使の手段として用いられる機械、器具又は装置）を含まない。それぞれの国の法令により提供又は受領を禁止されている品目は、提供又は受領の対象にならない。

2 運用及び決済

- (1) 各当事者は、その権限の範囲内で、他方の当事者の要請に応えるべくあらゆる努力を払う。
- (2) 手続取決めに更に明確化し、協定を実施するための追加的な細目を定める実施取決めの交渉の手続について定める。
- (3) 連絡経路、発注証の様式、受領当事者の責任等並びに物品又は役務の要請、提供及び受領の手続の細目について定める。
- (4) 物品又は役務の価格の決定の手続、決済の期限、連絡先等、協定第四条に基づく決済の手続の細目について定める。
- (5) それぞれの国の法令によって認められる範囲内において、物品又は役務に対して内国消費税を課さない。
- (6) 手続取決め等に基づく処理は、秘密に該当しない水準において実施する。秘密に該当する情報が提供又は作成される場合には、

当該情報は、情報の保護に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定に基づいて保護される。

3 紛争の解決

- (1) 手続取決めの解釈及び適用に関する紛争は、協定第六条の関連規定に従って、協議を通じて解決する。
- (2) 一方の当事者の要員が公務中に他方の当事者に損害等を与えた場合は、両当事者は、それぞれの国の法令によって認められる範囲内において、できる限り速やかに解決するよう協議する。
- (3) 公務中の要員等の行為等に起因する第三者からの請求等について、両当事者は、それぞれの国の法令によって認められる範囲内において、解決するよう努める。その際、過失がある当事者が費用を支払うことを目的として協議すること等を考慮する。
- (4) 両当事者が責任の所在を決定することができない場合、又は事案が両当事者の権限を超える場合には、両当事者は、事案を両政府間の協議に委ねる。

4 一般条項

- (1) 手続取決めは、書面による取決めによつてのみ修正することができる。
- (2) 手続取決めは、協定が発効した日から協定が効力を有する間、実施される。